

平成14年度近畿地区著作権セミナー参加報告

辻本克之

1 はじめに

平成14年12月5日(木)・6日(金)の両日、大阪府教育センター大ホールにおいて開催された文化庁・大阪府教育委員会主催「平成14年度近畿地区著作権セミナー」に参加した。このセミナーは概ね著作権制度の初歩を学びたい者を対象とし、著作権に関する基礎的な理解を深め、もって著作権制度の知識や意識の向上を図ることを目的とするものであった。

2 セミナーの概要

セミナー第1日目は「著作権制度の概要について」と題して、文化庁長官官房著作権課企画審議係横澤明氏、同課著作権電子取引専門官 山中弘美氏、同課普及係長 栗崎博氏の3氏が講師となり、まさしくテーマどおりの講義が行われた。

著作権とは何か。同課作成の『著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～』に基づき、その基礎知識に始まり、著作権を巡る歴史、関連の法律に至るまで丁寧な講義が続き、現時点における国としての取組にまで話が及んだ。

第2日目は、午前中が「著作権制度と著作権の実務」をテーマとした講義、午後からは質疑応答と事例研究が行われた。

午前中の講義は、テーマを音楽とビデオソフトに分け、前者については(社)日本音楽著作権協会(通称JASRAC)大阪支部長 沼村宏一氏が、後者については(社)日本映像ソフト協会業務部長代理 後藤健郎氏が、各々の著作権に関する手続等、具体的な事例をも踏まえ詳細な説明がなされた。

そして午後からは、前日のうちに参加者から回収した質問用紙に基づき、文化庁の講師が交代で質問に回答し、またその場での質疑応答にも応じた。質問事項は多岐にわたり、その後続く事例研究の時間を30分も削るほどで、参加者の関心の高さがうかがわれた。

3 著作権の初歩を学ぶ

「その図書は半分までしかコピーできませんよ。」

著作権の問題がありますから。」

図書館員として利用者に対してよく使う言葉である。当たり前のことではあるが図書館は著作権と密接に結びついている。

ふだん我々がよく使う言葉が法律上どの部分に関係し、どういった経緯をもって現在の取扱いに至ったかを知るだけにとどまらず、著作権に関連するさまざまな用語を体系的に学んだ。

知的財産権(知的所有権)
著作権
1 著作者の権利(著作権)
ア 著作者人格権
公表権
氏名表示権
同一性保持権
イ 著作権(財産権)
<コピーをつくることに関する権利>
複製権
<コピーを使わずに公衆に伝えること(提示)に関する権利>
上演・演奏権
上映権
公衆送信権
公の伝達権
口述権
展示権
<コピーを使って公衆に伝えることに関する権利>
譲渡権
貸与権
頒布権
<二次的著作物の創作・利用に関する権利>
二次的著作物の創作権
二次的著作物の利用権
2 著作隣接権
工業所有権
1 特許権
2 実用新案権
3 意匠権
4 商標権
その他
不正競争防止法など

上の表は体系的に学んだ事柄を配付テキストから抜粋し、まとめたものである。

テキストの中で「『著作権』という用語が広狭様々な意味に用いられているため注意を要します」という記述があるが、まさにそのとおりであること

が表に示されている。「著作権」という言葉が若干漠然とした感を拭えないのもこのためなのか、私自身基礎的理解を得た以上は、用語の正しい使い方を心がける必要があると感じた。

さらに私はこのセミナーで、著作権が工業所有権等とともに、近年世界じゅうで声高に叫ばれるようになった知的財産権の主要な構成要素であるという事実を再認識し、改めて著作権制度が文化的かつ経済的にいかに重要なものであるかを知った。

蛇足ながら、本章の初めで「図書館の半分しかコピーできない」とする根拠は、著作権審議会が昭和59年に報告としてまとめたものの中で、著作権法第31条第1号の図書館等における複製に関する「著作物の一部分を複製できる」とする条文について、「一部分とは半分を超えない」としていることによる。

4 日常業務に潜む落とし穴

第2日目の質疑応答が予定の時間を超えたのは、その質問内容から考えると、参加者が日常業務において著作権侵害を意識させられるケースがいかに多いかということを物語っている。

非営利かつ無料の講演会で著作物のコピーを配付する、新聞のスクラップを社内LANで公開する、図書やビデオを職員研修用に貸与する、いずれも会社や団体、学校に籍を置いて仕事をする者であれば、よくある日常の風景とも言える。しかし、こうした場面で著作権を意識するかしないかにより、仕事の進め方が大きく異なってくる。

上述のケースの中で例えば講演会でコピーを配付する場合でも、非営利かつ無料であれば著作権侵害に当たらないように思われるが、講師に講演料を支払った時点でコピーのオリジナルすなわち著作物の著（作）者の了承を得なければならなくなる。

こういったケースでは、主催者側の著作権に対する無理解によるものかどうにかかわらず、著作物の了承を得ないままコピーを配付すれば、それは著作権法違反であることは明白であり、講演開催後に大きな問題に発展する可能性も否めない。

このように、今回のセミナー参加者は著作権制度の本来の意義のみにとどまらず、リスク管理の側面をも学んだのではないであろうか。質疑応答の結果を職場に持ち帰って、早速業務の見直しを行った参加者もいたかもしれない。

5 著作権を巡る熱い攻防

著作物に対する1ユーザーの考えは、とにかく少しでも安く（あるいは無料で）入手できればよいわけで、中でも、読む、観る、聴くことによって事足りりとするものに対しては一層その思いが強くなる。そこで比較的安易な気持ちで自らコピーを行ったり、コピーの交換、ひいては不正なコピーソフトと知りながら購入したりするのである。また、その気持ちにつけ込んで、著作物を違法にコピーして安価に売りつける業者も多数存在する。

(社)日本映像ソフト協会の後藤氏はビデオレンタルや海賊版ソフトの問題で今までに数多くの訴訟を行ってきたそうである。これは著作権を守る立場からすれば1つの手段であり、今後も粘り強く続けていくとのことであった。また(社)日本音楽著作権協会も、一例を挙げれば飲食店等の店舗における楽曲の無断使用に対して著作権料を請求、最後は訴訟に踏み切るなど、日々著作権を巡って激しい攻防を繰り返している。

著作権違反を犯す悪質な業者と著作権保護に奔走する各協会とのこうした攻防も、1ユーザーの目には対岸の火事のような出来事に映るかもしれない。しかし、実際のところこれらは我々の日常生活に大きくかかわる問題であり、著作権制度を蔑ろにすることは、長期的に見れば、自ら多大な経済的損失を抱え込もうとする行為にほかならないのである。

6 国策としての著作権

このセミナーに参加して10日ほど経ったころ、文化庁が映画の著作権保護期間を50年から70年に延長する方針であるとの報道があった。

この決定については、他の著作物における著作者の死後起算と映画における公表後起算とのギャップを埋めるという意味合いが強い。しかしその背景には、日本映画の中で国際的に評価の高い作品が1950年代に多く発表されており、著作権が消滅する前に保護を手厚くしたい、あるいは映画と同じ扱いであるアニメーションやゲームソフトなど、昨今国際競争力をつけてきた分野についても欧米諸国と比べて均衡を欠いた保護期間のままでは日本にとって不利であるとの関係者の声があったようである。

もちろん国によって保護期間に相違はあっても、著作権に関する国際条約であるベルヌ条約の基本原則により、不公平が生じないことにはなっている。例えば、他国の著作物を自国で保護するとき、他

国の保護期間が自国より短い場合は他国の保護期間、一方、他国が長い場合は自国の保護期間でよいとされている。また自国の著作物が他国で保護されるときも、前述と同様に双方の短い方の保護期間が適用されるのである。

とはいえ自国の著作物が他国に利用されることが増えてくれば、明らかに不利であることは間違いがない。また、予測され得るそうした事態に対応するため、平成14年3月に始まった政府の知的財産戦略会議は、同年7月に知的財産戦略大綱をまとめ知的財産立国の実現を目指すとしている。その中でも「著作権の適切な保護」を謳っており、今回の文化庁の決定に少なからず影響を及ぼしていると思われる。

このように、著作権は単なる権利あるいは法律という枠を越えて、国家的戦略の一手段に位置づけられるほど重要性を増しており、それは取りも直さず文化的重要度は変わらないままむしろ経済的側面のみが膨張を続けていると言えよう。

7 セミナーを終えて

セミナー参加に当たって、当初私は日常業務の基礎知識修得を目的としていた。ところが2日間にわたる講義は知識の修得にとどまらず、大いなる関心をももたらされたようで、新聞やニュースなど報道で取り上げられる頻度がいかに多いか日々痛感させられるようになった。この報告における第6章はまさしくその証左であり、多くが研修後に得た情報をもとにまとめられたものである。そのため、このセミナー参加報告も図書館というカテゴリーからいささか外れてしまったかもしれない。しかし著作物がインターネット等、媒体の進化に伴ってその種類を増加させていく以上、著作権制度も進化し続ける。そう考えれば、著作権に対して関心を持ち続けるのは図書館員として大切であるし、その関心の高さを証明するものとしてこの報告を見ていただけたら幸いである。

(つじもと かつゆき 閲覧参考課)